

本紙に使用の写真をご希望のかたに差し上げます。市議会事務局（☎0797-38-2001）へお問い合わせください。

### 災害や不況に強い財政運営と市民サービスを

創政クラブ 山村 悦三

**Q** 自治体の財政も、その時々々の経済情勢から好調になったり、不調になったりを繰り返してあり、また、阪神大震災のような突然の天災による大きな財政負担のしかかることもありません。大震災当時二百三十億円ともいわれる財政基金があったから今日まで何とか持ちこたえております。

山中市長は就任当時千七百億円あった市債残高を五年で八百億円へと三百七十億円も大きく減らして、借金がなければこれだけの基金の積立ができたということでもあり、十年では六百億円という計算にもなりません。

もしもの仮定である大震災時にこれだけの基金があればと思うところでもあります。南海地震も三十年内に五十%

**A** 今後の長期の財政運営のあり方につきましては、これまで何度か財政危機が本市においてもありましたが、その時々々に行政改革を実施し、対処してきたところではあります。本市の財政状況は、阪神淡路大震災に伴い発行した地方債の償還による公債負担に加え、昨今の経済不況や少子高齢化の進展などにより、今後は市税等の増収は期待で

きず、かつての高度経済成長期のような財政運営は難しいと考えております。このため、長期にわたり安定した財政運営を行うためには歳出をできる限り抑制していく行政運営を行わざるを得ないと思っております。引き続き、簡素で効率的な財政運営が行えるように、行政改革に取り組み市民の皆さまが誇りを持ってまいります。芦屋を目指してまいります。



## 総括質問

三月定例会では、初日の施政方針説明を受けて、三月五日（木）、六日（金）の二日間、五会派の代表が十六項目の内容について総括質問を行いました。総括質問の内容の一部と、それぞれの会派の所属議員をお知らせします。

…質問 **A** …答弁

創政クラブ(山村 悦三)  
・財政について  
・安全と安心について  
・環境について  
・医療、保健について  
・教育と子育てについて

イープン(畑中 俊彦)  
・市長の行政運営手腕について  
・芦屋市民病院について  
・定額給付金について  
・行財政運営について

公明党(徳田 直彦)  
・平成21年度の芦屋市政について

日本共産党(木野下 章)  
・今求められているいのち・くらし守る市政  
・教育について  
・人権について

新社会党(前田 辰一)  
・芦屋病院について  
・芦屋浜水問題の和解事項の履行は果たされているか  
・格差社会の中で市民生活の安定が図れるか

#### 会派名簿(大会派・届出順)

会派名	所属議員(幹事長 副幹事長)
創政クラブ	山村悦三 助野良三 いとまい 幣原みや 都筑省三
イープン	松木義昭 中島かおり 中島健一 重村啓二郎 畑中俊彦
公明党	徳田直彦 田原俊彦 岡山和也
日本共産党	木野下章 森しずか
新社会党	前田辰一 山口みさえ
会派に属さない議員	長谷基弘 大久保文雄 中村修一

### 芦屋市民病院について

公明党 徳田 直彦

**Q** 市民病院を抜本的に改善しようとするならば「あれか、これが」という単発策でなく「あれもこれもしなければならぬ。市議会も市民も協力しなければならぬ。病院を患者にたえられない結果、内臓から大量出血しており早急に手術をしなければならない状態である。しかしに議会の一部の反対により独立行政法人化の道は二度にわたり閉ざされた。組織はマンパワーである。もし今

後、地方公営企業法の全部適用ができなかったら予定していたトッパーの方でもないだろうし、市民病院に医師を派遣する大学医局も失望し、医師が派遣されなくなっていくことは疑いなく思う。医師が派遣されなくなっていくことが、そしてその後は医師の立ち去りが増え、看護師も減っていくことが予想される。そういうことの結果、市民病院はどういうことになるか。先の見通しが立たなくなり廃院せざるを得なくなるのではないかと。市長のご見解をお示し頂きたい。

**A** 今回の地方公営企業法の全部適用の議案が否決されたと、総務省から求められております公立病院改革ガイドラインにおける経営形態の見直しを市立芦屋病院は行わないことになり、ますので、事業に必要な起債が許可されないことも考えられます。また、独立行政法人化の否決と同様に、全国的にもまれな例となり、医療を重視しない自治体と見なされかねないことから、大学医局の信頼



を失うこととなり、現在派遣されている医師の引き上げや、今後、医師の派遣を受けられない状況も考えられ、このような事態になると病院の存続は難しいと考えております。

### 今こそいのち・くらしを守る市政を

日本共産党 木野下 章

**Q** 経済危機の中、派遣切りや解雇で、手持ち金さえない人がいる。当座の生活費を貸し出す緊急小口融資制度の創設を求める。高すぎる国保料、払えない人が多数出ている。資格証明書の発行を止めよ。減免制度の拡充を求める。

**A** 介護保険では、四月からの認定制度改悪でサービス奪われるお年寄りを出さないよう生活実態に見合った認定を親の解雇・倒産などで高校や大学の中退退学を余儀なくされる子どもたちが出てきている。「行政改革」で削った奨学金制度を元に戻し、教育を受ける権利の保障を。保育所待機児童は百八十。一刻も早く保育所が求められている。増設し、待機児童の解消を。

**A** 芦屋病院は、患者に来てもらえる病院づくりに力を注ぐことが今最も必要ではないか。市内中小業者への発注を増やし、零細業者などの小規模修繕契約登録制度の実施で、芦屋の中で税金が回る仕組みづくりを。

**A** 緊急貸付制度は、生活保護費の迅速な支給に努めており、新たな貸付制度は考えていません。国民健康保険法第九条の趣旨から、資格証明書の発行をしないという立場には立ってません。本市独自の新たな保険料減免制度は考えていません。要介護認定は調査項目の「特別な医療行為」などに記載できるもので、特に支障はありません。本市の奨学金制度は、従等との併用が可能であり、標準の水準に戻すことはできません。

待機児童解消の保育所建設は「(仮称)芦屋市保育所運営あり方検討委員会」で最優先に保育所を建設する場合に「安心こども基金」を県が設置する形で活用できます。芦屋病院の増患対策は、地域の診療所を訪問し紹介患者の獲得や、市役所による相談などに取り組んでおり、陽光町からの直通バスも、路線拡大を検討します。小規模修繕契約登録制度の実施は、小規模な修繕等を含め可能な限り市内登録業者を選定します。

待機児童解消の保育所建設は「(仮称)芦屋市保育所運営あり方検討委員会」で最優先に保育所を建設する場合に「安心こども基金」を県が設置する形で活用できます。芦屋病院の増患対策は、地域の診療所を訪問し紹介患者の獲得や、市役所による相談などに取り組んでおり、陽光町からの直通バスも、路線拡大を検討します。小規模修繕契約登録制度の実施は、小規模な修繕等を含め可能な限り市内登録業者を選定します。



### 市長の行政運営手腕について

イープン 畑中 俊彦

**Q** 九月議会・十月議会と市民病院の独立行政法人化への議案は否決されてきた。

九月議会の都市環境委員会が反対を表明した委員の会派の議員に九月議会の採決に向けて、また九月議会でも反対を表明した議員へは、十月議会の採決に向けて、様々な面から相当なプレッシャーをかけてこられたのは事実であり、影響力のある支持者から賛成するようにとの圧力さえあったのではある。

我々は、芦屋を愛し、芦屋市民の代表として是非々々で芦屋の将来を考え、議会活動に精進している。今後、市長は議会対策に、アウトサイド手法ではなく、議会の承認を得るため、明確な説明、情報の開示を行い、

**A** 議会と市民病院の独立行政法人化への議案は否決されてきた。

**A** 議会対応については、ご理解と協力をいただくため、これまでから誠心誠意をもって対応してまいりました。今後その気持ちは変わりませぬ。



**Q** ①市は地方独立行政法人化否決後、即ち地方公営企業法の全部適用を明らかにしたが、今後の病院運営方針は独立化時と変化ない。これでは看板の付け替えに過ぎないのでは。②芦屋病院の現状は、五割を超える高齢者患者と平均在院日数二十日前後の実態。病院改革プランでは急性期中心となるが、患者の選別と退院の早期化が求められることにならないか。③今後、病院が強化し必要となるのは、第三次救急病院からの転院患者の受け入れ、退院後の在宅生活を円滑にできるようなハビリテーションの充実などではないか。④さらに、予防医療と健康管理を充実させるヘルスケアセンターの役割を担うことであり、

**A** ①市は地方独立行政法人化否決後、即ち地方公営企業法の全部適用を明らかにしたが、今後の病院運営方針は独立化時と変化ない。これでは看板の付け替えに過ぎないのでは。②芦屋病院の現状は、五割を超える高齢者患者と平均在院日数二十日前後の実態。病院改革プランでは急性期中心となるが、患者の選別と退院の早期化が求められることにならないか。③今後、病院が強化し必要となるのは、第三次救急病院からの転院患者の受け入れ、退院後の在宅生活を円滑にできるようなハビリテーションの充実などではないか。④さらに、予防医療と健康管理を充実させるヘルスケアセンターの役割を担うことであり、



## 動議の提出により懲罰特別委員会を設置、審査へ

畑中俊彦議員を戒告処分に

市議会では、3月11日水の総務常任委員会での畑中俊彦議員の不規則発言に対し、地方自治法第132条の「品位の保持」の条文に抵触するという理由で、田原俊彦議員、山村悦三議員、助野勇議員から懲罰動議が提出されました。これに基づき、3月27日(金)懲罰特別委員会を設置し、本会議を休滞して委員会を開催しました。委員会では、委員並びに動議提出者から、議員の発言とい

うものは重いものであるとの発言や、今回の発言は市の職員に対して発せられたもので、人を蔑視する意味が含まれていることが問題であるとの意見がありました。別の委員からは、熱心なあまり不規則発言、不穏当な発言をしてしまうことあるのではないかと意見や、懲罰委員会にかけられただけでも本人にとって不名誉なことではないかと意見がありました。懲罰動議の採決では、懲罰を科すべきものと科すべき

でないという委員が半数ずつとなり、委員長裁決で懲罰を科すべきものとの結論に至りました。次に、懲罰の種類について諮ったところ、陳謝は賛成少数で、戒告は可否同数となり委員長裁決で地方自治法第135条第1項第1号の戒告の懲罰を科すべきものとの結論に達しました。

この後、本会議を開き、委員長から報告を受け、採決の結果、賛成多数で畑中議員に戒告の懲罰を科しました。

#### 懲罰特別委員会委員名簿

委員長	都筑 省三
副委員長	重村啓二郎
委員	松本 常原 松木 辰義 前田 辰一 徳田 直彦 木野下 章

## 新消防庁舎内覧会を開催しました

「安全で、安心して暮らせる芦屋市」を目指して、建設していった本市の防災拠点・新消防庁舎が、3月に完成しました。総務常任委員会では「消防庁舎の建て替え」を所管事務調査として継続調査していましたが、3月2日(月)、新消防庁舎の内覧会に14人の議員が出席しました。今回完成した消防庁舎は各種訓練施設や高機能指令システムを備え、災害に対して、迅速で効率的な消防活動が可能になります。そのほか、光熱水費削減のため太陽熱給湯設備を設けました。また、市民に開かれた消防をめざし、通信室見学スペースを設けています。



## 議員研修会を開催しました

2月4日(水)、野村稔先生(全国都道府県議会議員会元議員調査部長)を講師にお招きし、議員研修会を開催しました。「議会運営の実践 Live」をテーマに予定時間を大幅に過ぎる熱心な講義をしていただきました。講師の豊富な経験を活かした生の声をお話しいただきました。

